市政等資料番号

01-A01-22-2200

SAPP_RO

(仮称) 札幌市個人情報保護法施行条例の制定及び札幌市情報公開条例の 一部改正等(素案)に対する御意見の概要と札幌市の考え方

1 御意見募集の実施概要

(1) 御意見募集期間

令和4年(2022年)9月1日(木)から9月30日(金)まで

(2) 御意見提出方法

郵送、ファックス、持参又は電子メール

- (3) 資料の配布・公表場所
 - ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)
 - 各区役所市民部総務企画課広聴係
 - 各まちづくりセンター
 - ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及び御意見の内訳

(1) 提出者数及び御意見の件数

ア 意見者数2人、0団体イ 御意見の件数11 件

(2) 提出方法

ア 持参0人イ 電子メール1人ウ ファックス1人エ 郵送0人

(3) 御意見の内訳

 ア 保護法の改正に伴う札幌市の対応に関すること
 4件

 イ 公開条例の改正に関すること
 1件

 ウ 存否応答拒否決定に関すること
 1件

 エ 行政機関等匿名加工情報に関すること
 4件

 オ その他
 1件

3 御意見の概要と札幌市の考え方

寄せられた御意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいた御 意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して「御意見の概要」欄に示しており ますことを御了承ください。

(1) 保護法の改正に伴う札幌市の対応に関すること

No.	御意見の概要	札幌市の考え方
1	個人情報の保護に関する法律(以下「保	札幌市が保有する個人情報については、
	護法」という。)が適用されると、「本人の	現在、保護条例に基づき取り扱っておりま
	同意」なしに、情報が束ねられてどのよう	すが、令和3年に保護法が改正され、令和
	に利用されても市民には分からないこと	5年4月1日からは、地方公共団体の機関
	になるため、個人情報保護のハードルが下	(議会を除く。以下同じ。) において、保護
	がることになる。したがって、国の言いな	法に基づく全国的な共通ルールにより個
	りのまま市民の膨大な個人情報を民間利	人情報を取り扱うこととなりました。その
	用し、これが拡大することになるから、市	ため、札幌市においても、保護法の規定が
	民の情報を守るためにも拙速に札幌市個	直接適用されることになります。
	人情報保護条例(以下「保護条例」という。)	個人情報保護のハードルが下がるとの
	を廃止して、施行条例を制定するのではな	御意見については、国の個人情報保護委員
	く、保護条例を改正すべきである。	会では「保護条例に存在していた一部の規
		定について、保護法による共通ルールでは
		採用していないものの、保護法の定める規
		範全体や執行面を含めた法体系全体では、
		必要な保護水準は確保している。」(令和3
		年改正個人情報保護法に係るガイドライ
		ン等について(令和3年11月個人情報保
		護委員会)) との見解を示しています。
		また、保護条例では①本人以外から個人
		情報を収集する場合(第7条第2項第9
		号)、②思想、信条及び宗教に関する個人情
		報等を収集する場合(第7条第4項第2
		号)、③事務の目的の範囲を超えて個人情
		報を提供する場合(第8条第1項第7号)
		などの場合に札幌市情報公開・個人情報保
		護審議会(以下「審議会」という。)に諮問
		し、意見を聴くことと定めておりますが、
		保護法にはこのような規定はありません。
		この点について、国の個人情報保護委員会
		では、「地方公共団体の機関において、個別
		の事案の保護法に照らした適否の判断に
		ついて審議会等への諮問を行うことは、保
		護法の規律と解釈の一元化という令和3

年改正法の趣旨に反するものである。なお、保護法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、保護法第166条の規定に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能である。」(個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け))との見解を示しています。

したがって、保護法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では必要な保護水準を確保しており、保護条例に規定があって保護法に規定がない事項については、保護法及びガイドライン等を適正に運用し、国の個人情報保護委員会に助言を求めることにより、必要な保護水準は確保されていると考えております。

次に、保護条例を廃止して、施行条例を 制定するのではなく、保護条例を改正すべ きであるとの御意見についてです。札幌市 が保有する個人情報について保護法が適 用されることにより、保護条例の規定の大 部分が保護法と重複することになること から、重複する保護条例の大部分の規定を 削除する必要があるため、保護条例を改正 するのではなく、廃止することとしていま す。また、保護法に基づいて個人情報保護 制度を運用するために必要な事項を定め るため施行条例を新たに制定いたします。 既存の条例を廃止して新たな条例を制定 するか、既存の条例を改正するかは、形式 及び手法の違いであり、いずれにしても、 市民の個人情報を保護するために適切に 規定しなければならないことに変わりあ りません。

この施行条例については、国の個人情報 保護委員会が作成したガイドラインにお

		いて、「条例で定めることが想定される事
		項」及び「条例で定めることが許容される
		事項」を示しており、これらの事項以外に
		独自に条例で規定することができないも
		のとされています。
		その上で、施行条例の制定に当たって
		は、学識経験者等で構成された審議会にお
		いて御審議をいただき、本年7月に答申が
		あり、これを踏まえて施行条例の案を作成
		したところです。
2	市民にとって保護条例の廃止という非	素案につきましては、難解な用語に脚注
	常に重要な意見募集にもかかわらず、素案	を設けたり、説明を文章だけで行うのでは
	という形式であるためか内容に具体性が	なく図や表を用いるなどの工夫をしたり
	なく、説明・脚注が分かりにくい。	して、できるだけ分かり易くするよう努め
		たところです。
		いただいた御意見につきましては、今後
		の事務処理の参考にさせていただきます。
3	素案に基づき作成される条例案につい	条例案につきましては、素案に対して市
	ても、市民に意見公募を行うべきである。	民の皆様から寄せられた御意見を踏まえ
	(2件)	て作成いたします。今回、素案について市
		民の皆様から御意見を募集いたしました
		ので、条例案について重ねて御意見を募集
		することは考えておりません。

(2) 公開条例の改正に関すること

	御意見の概要	札幌市の考え方
4	札幌市情報公開条例(以下「公開条例」	公開条例では、公文書公開請求における
	という。) の改正が何のために必要なのか	非公開情報(いわゆる黒塗りにする情報)
	分からない。	を規定しております。一方、保護法では、
		個人情報開示請求における不開示情報(い
		わゆる黒塗りにする情報) を規定しており
		ます。
		同じ公文書に対して、公文書公開請求と
		個人情報開示請求が行われた場合、非公開
		情報と不開示情報が異なると、公開された
		公文書と開示された公文書を突き合わせ

ることで非公開(不開示)とした情報が推 測されてしまい、個人の権利利益等が侵害 されてしまうおそれがあります。

このようなことが生じないように非公 開情報と不開示情報の整合性を確保する ため、公開条例の非公開情報の規定を保護 法の不開示情報の規定に合わせるなどの 改正を行うものです。

公開条例の改正に当たりましては、この 改正によって非公開情報の範囲が広がる ことのないよう運用することで、引き続き 市民の皆様に対する情報公開を推進して まいります。

(3) 存否応答拒否決定について

	御意見の概要	札幌市の考え方
5	存否応答拒否決定をして人権が守られ	存否応答拒否とは、公開条例第 10 条第
	るのかが疑問だ。	1項(保護法第81条)の規定により、公文
		書公開請求(個人情報開示請求)に対して、
		当該公文書公開請求(当該個人情報開示請
		求)に係る公文書(個人情報)が存在して
		いるか否かを答えるだけで、非公開情報
		(不開示情報) を公開 (開示) することと
		なるときに、当該公文書(当該個人情報)
		の存否を明らかにしないで公文書公開請
		求 (個人情報開示請求) を拒否することを
		いいます。
		この規定は、当該公文書(当該個人情報)
		の存否自体を明らかにすることによって、
		非公開情報(不開示情報)により保護しよ
		うとしている利益を損なうことがないよ
		う設けられたものです。
		なお、廃止する保護条例においても第 19
		条第1項に同様の規定があります。
		存否応答拒否の適用に当たっては、これ
		までも規定を厳格に解釈し、誤用又は濫用

することのないように運用してきたところですが、引き続き適切に運用してまいります。

(4) 行政機関等匿名加工情報について

御意見の概要 6 審議会では、行政機関等匿名加工情報に ついて、あたかも個人情報を加工すれば本 人を特定できないだろうとの推測のもと、 民間に利用し易くする前提で答申してい る。

保護法が適用されると個人情報保護の ハードルを低くすることになるから、審議 会では保護条例を改正することを審議す べきである。

札幌市の考え方

行政機関等匿名加工情報の提案の募集 については、保護法により、都道府県及び 政令指定都市に実施が義務付けられまし た(その他の地方公共団体については、当 面の間、実施が任意とされました。)。この ため、札幌市においては行政機関等匿名加 工情報の提案の募集を行う必要がありま す。

行政機関等匿名加工情報とは、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部について、国の個人情報保護委員会が規則で定める基準に従って当該保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除又は置き換えの措置を講じて、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該保有個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。行政機関等匿名加工情報は、個人情報に該当しません。

また、保護法では、行政機関等匿名加工 情報をその事業の用に供しようとする者 (以下「事業者」という。)からの提案を募 集し、提案内容が保護法に規定する基準に 適合するか審査した上で、契約を締結し、 行政機関等匿名加工情報を事業者に提供 することとされており、審議会では、これ らの点について説明した上で、審議いただ いたところです。

		T
		行政機関等匿名加工情報の作成及び提
		供に当たっては、行政機関等匿名加工情報
		の作成に係る加工の基準や行政機関等匿
		名加工情報の提供の基準と提案審査の基
		準を定めた保護法の規定を遵守して、個人
		情報保護のハードルが下がることがない
		よう適切に制度を運用してまいります。
		なお、保護条例を改正すべきという御意
		見については、上記1のとおりです。
7	札幌市に預けている膨大な個人情報が、	行政機関等匿名加工情報については、上
	具体的にどのように民間に利用されるの	記6のとおり個人情報に該当しませんが、
	かの説明が不足している。	保護法では、法令に基づく場合等でなけれ
		ば行政機関等匿名加工情報を提供しては
		ならないと規定しており、行政機関等匿名
		加工情報の提供を制限しています。
		行政機関等匿名加工情報の提供に当た
		っては、保護法の規定を遵守して、適切に
		運用してまいります。
8	膨大な個人情報を東ねて、本人同意もな	保護法第121条第1項及び第2項では、
	く、目的外利用のチェックも不明の上、情	次のとおり規定されています。
	報漏えいした場合の罰則も国頼みで曖昧	【第1項】行政機関の長等は、行政機関等
	 なままであり、市としての「苦情窓口」の	
	なよよくのソ、中としての「百用心口」の	匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法 令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿 名加工情報の作成に用いられた個人情報
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿 名加工情報の作成に用いられた個人情報 に係る本人を識別するために、当該行政機
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿 名加工情報の作成に用いられた個人情報 に係る本人を識別するために、当該行政機 関等匿名加工情報を他の情報と照合して
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿 名加工情報の作成に用いられた個人情報 に係る本人を識別するために、当該行政機 関等匿名加工情報を他の情報と照合して はならない。
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏え
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個
	設置も不明。このまま、拙速に進めること	令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 【第2項】行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従

らない。

また、保護法第176条では、行政機関等の職員等が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときの罰則について規定されています。

さらに、行政機関の長等が事業者と行政 機関等匿名加工情報の利用に関する契約 を結ぶ際には、当該契約で定める利用条件 以外の利用を禁止する旨の規定を契約書 に盛り込みます。

行政機関等匿名加工情報については、上 記6のとおり個人情報に該当せず、個人が 特定されないため、これを事業者に提供す る際に同意を求めることはいたしません が、札幌市においては、これらの規定に基 づき、行政機関等匿名加工情報等を適切に 取扱い、管理してまいります。

また、札幌市における「苦情窓口」についても、保護法第128条に基づき苦情の適切かつ迅速な処理に努めることができるよう、設置する予定です。

素案によると、市民の様々な個人情報を加工して行政機関等匿名加工情報とし、手数料を取り、民間利用の拡大をするとのことで、サイバー攻撃・リスク管理の説明もない。ガイドラインにそって国にお任せということになれば、もう市の責任がないということになりかねず、市民の膨大な個人情報が守られなくなると非常に危惧する。

9

サイバー攻撃・リスク管理につきまして は、札幌市情報セキュリティポリシーに基 づき、適切な対策を実施してまいります。

また、行政機関等匿名加工情報に係る事業者からの提案を審査する際には、当該提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために当該事業者が講じる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切であるか(保護法第114条第1項第6号)などを審査することとされています。

また、上記8のとおり、保護法では、行 政機関等匿名加工情報を他の情報と照合

してはならないこと(保護法第121条第1項)及び行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと(同条第2項)が規定されています

これらの保護法の規定を遵守して事務 を遂行することで、安全な制度運用が図ら れることになります。

き個人情報の保護を行ってまいります。

(5) その他

御意見の概要 札幌市の考え方 保護法では附帯決議があり、保護条例の 保護法を改正する「デジタル社会の形成 1 0 廃止は「自己情報コントロール権の侵害」、 を図るための関係法律の整備に関する法 律」に係る衆議院内閣委員会及び参議院内 「地方自治権の放棄」であって、違憲の危 惧がある。札幌市では、市民の個人情報を 閣委員会での決議において、いずれも「個 守るために、国のガイドラインに従って拙 人の権利利益の保護を図るため、自己に関 速に進めるのではなく、市民の個人情報を する情報の取扱いについて自ら決定でき 守る政令指定都市として、独自の提言を行 ること、(中略)の確保の在り方について検 うべきである。 討を加え、必要な措置を講ずること」、「地 方公共団体が条例を制定する場合には、地 方自治の本旨に基づき、最大限尊重するこ と」について配慮を求める旨の附帯決議が されましたが、保護条例の廃止について違 憲の危惧があるといった附帯決議はされ ておりません。 保護法は「個人の権利利益を保護するこ と」を目的としておりますので(保護法第 1条)、札幌市においては、この保護法の目 的を尊重し、国の個人情報保護委員会の見 解も踏まえて、施行条例を制定し、引き続

上記の意見のほか、この素案を対象としていない内容の意見が1件ありました。